

## 定例監査の結果

### 1 監査の期間

令和4年5月31日から令和4年6月30日まで

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

健康福祉部 福祉課、長寿課、看護専門学校

#### (2) 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において重点項目とした現金収納に係る事務処理について、西尾市予算決算会計規則等の規定に基づき適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

### 4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

#### (1) 福祉課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(7) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由の記載がないものがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

(イ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約で、西尾市契約規則で定められた公表の手続きを行っていないものがあった。【契約規則第24条の2】

(ウ) 50万円を超える契約において、予定価格を定めていないものがあった。

【契約規則第25条】

(エ) 契約書で定められた個人情報の取扱いに関する特記仕様書や事業計画書を添付していないものがあった。【契約規則第27条】

イ 個人情報の管理状況において、保管する必要のない債権者登録・口座振替申出書の写しが保管されていた。【個人情報保護条例第5条】

ウ 会計年度任用職員に関する事務手続きにおいて、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償を旅費で支出しているものがあつた。

【会計年度任用職員の給与及び費用弁償に係る条例第31条】

エ 総合福祉センター及び幡豆いきいきセンターの指定管理業務において、個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた作業責任者等及び作業場所に関する届が提出されていなかった。 【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条、第4条】

## (2) 長寿課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(イ) 契約締結伺いにおいて、随意契約の根拠条文の記載がないものが散見された。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、契約規則第24条別表】

(ロ) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものが散見された。

【契約規則第13条】

(ハ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた作業責任者等及び作業場所に関する届の提出がないものが散見された。

【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条、第4条】

(ニ) 業務委託契約において、契約書で定められた関係書類や約款で定められた完了届の提出がないものがあつた。 【契約書、業務委託契約約款】

(ホ) 指定管理料の支払い事務において、年度協定書で定められた時期に支払っていないものがあつた。 【総合福祉センターの管理に関する指定管理者年度協定書第3条】

## (3) 看護専門学校

ア 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあつた。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】